

議案第78号

三朝町の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約を変更する協議について

次のとおり三朝町の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約の一部を変更する協議をすることについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年10月14日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年10月14日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約の一部を改正する規約

三朝町の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約（平成15年三朝町告示第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合は、当該移動号を当該移動後号に改め、当該移動号に対応する当該移動後号が存在しない場合は、当該移動号を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（移動号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（移動後号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
三朝町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約 (事務の範囲及び取り扱う郵便局の名称) 第1条 地方公共団体の特定の事務の郵	三朝町の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約 (事務の範囲及び取り扱う郵便局の名称) 第1条 地方公共団体の特定の事務の郵

便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第1項の規定に基づき、穴鴨郵便局及び三朝温泉郵便局（以下「取扱郵便局」という。）において、次に掲げる三朝町の事務（以下「委託事務」という。）と取り扱うこととする。

- (1) 略
- (2) 略

第2条以下 略

政官署における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第1項の規定に基づき、穴鴨郵便局及び三朝温泉郵便局（以下「取扱郵便局」という。）において、次に掲げる三朝町の事務（以下「委託事務」という。）と取り扱うこととする。

(1) 戸籍謄本、戸籍抄本の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

- (2) 略
- (3) 略

第2条以下 略

附 則

この規約は、平成15年11月1日から施行する。

前 五 号	新 五 号
この取扱郵便局の事務の交付の件に関する法律（平成13年法律第120号）第2条第1項の規定に基づき、穴鴨郵便局及び三朝温泉郵便局（以下「取扱郵便局」という。）において、次に掲げる三朝町の事務（以下「委託事務」という。）と取り扱うこととする。	この取扱郵便局の事務の交付の件に関する法律（平成13年法律第120号）第2条第1項の規定に基づき、穴鴨郵便局及び三朝温泉郵便局（以下「取扱郵便局」という。）において、次に掲げる三朝町の事務（以下「委託事務」という。）と取り扱うこととする。
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略
第2条以下 略	第2条以下 略